**平成２５年（フ）第３８９号**
相模原市緑区二本松３丁目９番９号　グリーンハイツⅢ102号室
債務者　矢口　有子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第３９０号**
神奈川県座間市小松原２丁目50番11―301号　クリオ南林間弐番館
債務者　山中ニルセ幸美（旧姓宮井）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第３９５号**
相模原市南区相模台３丁目11番10―１号　サクセスＹ101
債務者　桜井ルリ子（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第５８号**
新潟県三条市下保内1038番地
債務者　中澤由紀夫
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２５年（フ）第６１号**
新潟県加茂市中村３番23号
債務者　小原　儀行
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２５年（フ）第６９号**
新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1110番地13
債務者　坪谷まゆみ
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２５年（フ）第８７６号**
仙台市泉区市名坂万吉前23―１、住民票上の住所堺市西区浜寺石津町東１丁２番32―204号
債務者　津田　芳和
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第８７７号**
堺市西区浜寺石津町東１丁２番32―204号
債務者　津田　京子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１０１５号**
大阪府富田林市錦織南１丁目３番11号201
債務者　土田　越子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１０４５号**
大阪府羽曳野市高鷲10丁目16番８―301号
債務者　中川　広二
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１０６２号**
堺市西区浜寺諏訪森町西１丁９番地58松井ルーム１号室
債務者　冨﨑　志郎
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１０７１号**
堺市中区宮園町１番３―506号
債務者　中林　　瞳（旧姓植木）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１０８０号**
堺市中区土師町１丁10番29号
債務者　森本　啓子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１４６号**
長崎県大村市黒丸町186番地５、前住所長崎県大村市古賀島町500番地25
債務者　山﨑　智子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２５年（フ）第３０４号**
盛岡市小鳥沢２丁目９番10号
債務者　吉田　麗子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第１２３号**
群馬県太田市本町16番５号
債務者　伊平　勝次
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２５年（フ）第１２４号**
群馬県太田市本町16番５号
債務者　八下田カネ
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２５年（フ）第５２８号**
神奈川県秦野市東田原34番地の５　伊藤方
債務者　竹田　君江
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部